

## 『大阪大学高等教育研究』に関する規約

(趣旨)

第1条 『大阪大学高等教育研究』(以下「高等教育研究」と呼ぶ)に関する執筆・編集及び出版については、この規約の定めるところによる。

(編集委員会)

第2条 高等教育研究の編集及び出版に関する業務を行うために高等教育研究編集委員会(以下「委員会」と呼ぶ)を置く。

- 2 委員会は、若干名の委員をもって構成する。委員は全学教育推進機構長(以下「機構長」と呼ぶ)が全学教育推進機構の専任教員および兼任教員の中から指名する。
- 3 委員長は、指名された委員の間で互選する。
- 4 委員の任期は2年とする。

(執筆者の範囲)

第3条 高等教育研究に執筆することができる者は、次のとおりとする。

- 一 大阪大学の教職員および大学院生
- 二 委員会が特に適当と認めた者

(原稿の提出)

第4条 高等教育研究の執筆者は、委員会の指定した期日までに原稿を委員会に提出する。

(著作権の委譲)

第5条 原稿の提出に際して、所定の「著作権委譲承諾書」に著者全員の署名あるいは記名・捺印を付して原稿とともに送付する。

(提出することができる原稿の種類)

第6条 提出することができる原稿の種類は、次のとおりとする。

- 一 全学教育推進機構の活動に関連する、学術論文、調査報告、講演記録、その他の学術的価値を有する内容のもの。
- 二 高等教育に関わる、学術論文、調査報告、その他の学術的価値を有する内容のもの。

三 その他、委員会が特に適当と認めたもの。

(原稿の採否)

第7条 原稿の採否については、委員会で審査の上、これを決定する。なお委員会は、必要に応じて提出された原稿の査読を委員会構成員以外の者に依頼することができる。

(編集)

第8条 提出された原稿は、委員会が編集する。

(出版の回数・発行部数)

第9条 高等教育研究の出版は各年度1回とし、発行部数はその都度委員会が決定する。  
2 執筆者に対する別刷は、30部以内とする。

(配付)

第10条 出版された高等教育研究の配付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 全学教育推進機構専任ならびに兼任の教員
- 二 本学内の各部局（研究科、センター、附置研究所、その他）
- 三 全学教育推進機構と学术交流を有する国内外の諸機関
- 四 委員会が特に認めた者

(細部事項)

第11条 この規約の定めるもののほか必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(規約の変更)

第12条 この規約に変更を要する時は、機構会議の議を経るものとする。

附 則

この規約は、平成24年10月18日から施行する。